

令和4年度前期試験から

## 「受検手数料減免措置」の対象者を変更しました

平成29年度後期試験から、技能検定2級または3級の実技試験受検者のうち、35歳未満の方を対象に受検手数料を減額していましたが、令和4年度前期試験以降、以下のように対象者を変更しました。受検をお考えの方は、ご注意ください。

### ■ 減免措置対象者

「35歳未満」

変更

「25歳未満の**在職者**」

### ■ 対象者変更に関するQ&A

Q 対象者が大幅に縮小されたのはなぜでしょうか。

A こちらの減免措置については厚生労働省からの補助金により実施していましたが、令和4年度前期試験より、厚生労働省が補助対象者を縮小したことから、本県においても対象者を縮小することとなりました。なお、厚生労働省が対象者を縮小した理由は、新型コロナウイルス対策に財源を集中するためです。

Q 年齢はいつ時点で判断されるのでしょうか。

A 実技試験実施年度の4月1日時点で判断します。

Q 在職者とは具体的にどのような人を対象とするのでしょうか。

A 雇用保険被保険者を対象とします。  
在職証明書（高知県職業能力開発協会ホームページからダウンロードできます。）により、雇用保険被保険者であることの確認を行います。

Q 在職はいつ時点で判断されるのでしょうか。

A 受検申請時点で判断します。受検申請以降に退職した場合でも減免措置対象者となります。

Q 受検する技能検定職種以外の職種に在職している人は、減免措置の対象になるのでしょうか。

A 職種については問いません。ただし、技能検定受検資格を有していることが必要です。

※受検手数料については、「技能検定受検案内」をご参照ください。

〈お問い合わせ先〉

高知県職業能力開発協会

TEL 088-846-2300

